令和７(2025)年５月１５日
杉並区総務部広報課

「災害時における
バス利用等に関する協定」
を締結しました

今年は甚大な被害をもたらした能登半島地震から１年、阪神・淡路大震災から３０年の節目を迎え、改めて災害に備えることの大切さを考える機会となっています。

このたび区は、災害発生時に被災者等の輸送を安全、迅速に行うため、本日午後３時に杉並区役所本庁舎にて、関東バス株式会社と協定を締結しました。

〇協定名

災害時におけるバス利用等に関する協定

〇協定締結の経緯

大規模な災害により多くの被災者を安全な場所へ迅速に移動させる必要が生じる場合や、救助活動にあたる人員及び物資を輸送する際の手段を確保する必要があると考え、多くの大型バスを保有し、区内の道路を熟知した関東バス株式会社と協定を締結することとしました。

〇協定の目的

災害発生時において、区と関東バス株式会社が相互に協力し、緊急輸送業務等を行うことにより、被災された方の避難生活の安定を図ることを目的としています。

〇想定される協力内容

・被災者及び救援者等の輸送（交流自治体等への遠隔地輸送避難を含む）
・災害応急対策活動に必要な人員及び物資等の輸送
・バス車両を利用した臨時的な避難施設等としての活用

協定の締結にあたり、岸本聡子杉並区長は「今回の協定により、関東バス株式会社様に被災者や災害応急対策活動などの緊急輸送業務を担っていただくことを大変心強く思っています。今後も災害時の強固な協力・連携体制を構築していきたいです。」と述べました。

また、関東バス株式会社の阿部末広代表取締役社長は「自然災害が多発している昨今、区民の方の安全確保に役立てることをうれしく思います。引き続き『地域社会に貢献する』という企業理念を実行し、杉並区の皆様と連携・共生を図ってまいりたいと考えています。」と話されました。

【報道機関　問い合わせ先】
防災課防災計画担当　０３－３３１２－２１１１　内線３６０３
総務部広報課　０３－３３１２－２１１１　内線１５７４